

伊丹市新庁舎整備工事の請負契約の一部を変更する契約  
を締結することについて

伊丹市新庁舎整備工事の契約金額を変更するため、下記のとおり  
請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に  
付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9  
年伊丹市条例第 1 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和元年 6 月 2 5 日締結した伊丹市新庁舎整備工事の請負契約中  
「契約金額 金 1 0 , 9 1 1 , 7 9 1 , 0 0 0 円」を「契約金額  
金 1 1 , 4 1 1 , 7 6 3 , 0 0 0 円」に改める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 伊丹市新庁舎整備工事

位置 伊丹市千僧1丁目1番地他

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の  
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金11,411,763,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,037,  
433,000円）

4 契約の相手方

住 所 神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

名 称 大成建設株式会社神戸支店

代表者 支店長 櫻井 信一

5 工事変更の概要

低層棟の基礎免震化，障がい者対応の仕様の変更，地中障害物の撤去及び処分，防火サッシの設置並びに議場家具の変更等